

第6章 資料

資料1 地区公民館区ごとの状況

鳥取市の介護保険情報システムで把握された情報で、公民館区ごとの人口等の一覧表を作成しました。

この一覧表では、鳥取市の介護保険被保険者かつ鳥取市内に住民票がある人のみを集計していますので、鳥取市全体の人口や被保険者数とは一致しません。

日常生活圏域	公民館区	人口	高齢者人口				高齢化率	要介護認定率
			高齢者計	65-74歳	75-84歳	85歳以上		
北	久松	4,834人	1,550人	662人	489人	399人	32.1%	22.1%
	遷喬	2,134人	793人	316人	274人	203人	37.2%	21.1%
	城北	7,132人	1,565人	668人	566人	331人	21.9%	19.7%
西	醇風	5,742人	2,087人	922人	672人	493人	36.3%	19.8%
	富桑	3,488人	987人	483人	304人	200人	28.3%	23.7%
	明德	3,266人	1,101人	488人	373人	240人	33.7%	20.2%
中ノ郷	中ノ郷	3,737人	1,000人	578人	277人	145人	26.8%	14.1%
	浜坂	8,570人	1,912人	957人	627人	328人	22.3%	18.8%
福部	福部	2,686人	986人	505人	280人	201人	36.7%	17.7%
東	修立	3,926人	1,154人	511人	384人	259人	29.4%	19.8%
	岩倉	6,590人	2,049人	981人	732人	336人	31.1%	17.4%
	稲葉山	4,494人	1,553人	712人	528人	313人	34.6%	18.5%
南	日進	5,386人	1,513人	694人	500人	319人	28.1%	20.4%
	美保	10,842人	2,695人	1,442人	817人	436人	24.9%	16.4%
	美保南	7,797人	1,789人	871人	613人	305人	22.9%	17.9%
	倉田	1,940人	727人	377人	237人	113人	37.5%	16.2%
桜ヶ丘	米里	3,452人	1,171人	612人	374人	185人	33.9%	15.4%
	面影	6,779人	1,897人	895人	725人	277人	28.0%	16.1%
	津ノ井	3,788人	1,052人	478人	369人	205人	27.8%	18.0%
	若葉台	4,182人	1,028人	543人	340人	145人	24.6%	13.9%
国府	大茅	152人	90人	42人	21人	27人	59.2%	33.3%
	成器	445人	232人	104人	56人	72人	52.1%	22.8%
	谷	1,383人	588人	290人	169人	129人	42.5%	22.4%
	宮下	3,570人	872人	438人	258人	176人	24.4%	18.2%
	あおば	2,500人	607人	297人	192人	118人	24.3%	18.0%
江山	美穂	1,648人	611人	337人	167人	107人	37.1%	16.9%
	大和	849人	372人	178人	108人	86人	43.8%	21.2%
	神戸	606人	313人	140人	97人	76人	51.7%	17.6%
高草	大正	5,385人	1,478人	712人	515人	251人	27.4%	20.0%
	東郷	603人	303人	163人	74人	66人	50.2%	13.5%
	松保	3,810人	1,110人	554人	338人	218人	29.1%	19.5%
	豊実	915人	449人	210人	132人	107人	49.1%	24.3%
	明治	1,028人	477人	253人	126人	98人	46.4%	18.0%
湖東	千代水	5,101人	1,058人	571人	337人	150人	20.7%	14.8%
	湖山	6,988人	1,643人	814人	556人	273人	23.5%	16.7%
	湖山西	5,967人	1,390人	716人	453人	221人	23.3%	17.6%
	賀露	5,020人	1,414人	665人	485人	264人	28.2%	21.6%
	未恒	5,252人	1,773人	869人	634人	270人	33.8%	17.8%
湖南	湖南	1,837人	830人	400人	262人	168人	45.2%	21.2%
河原	河原	2,419人	759人	349人	243人	167人	31.4%	19.2%
	国英	1,025人	439人	200人	106人	133人	42.8%	23.2%
	八上	565人	251人	115人	86人	50人	44.4%	22.7%
	散岐	1,285人	558人	278人	167人	113人	43.4%	19.2%
	西郷	1,024人	516人	232人	149人	135人	50.4%	20.5%
用瀬	用瀬	1,021人	432人	182人	147人	103人	42.3%	17.8%
	大村	1,074人	397人	204人	108人	85人	37.0%	16.9%

日常生活 圏域	公民館区	人口	高齢者人口				高齢化率	要介護 認定率
			高齢者計	65-74歳	75-84歳	85歳以上		
	社	1,067人	504人	256人	134人	114人	47.2%	17.5%
佐治	佐治	1,586人	879人	381人	269人	229人	55.4%	22.0%
気高	浜村	4,341人	1,345人	629人	445人	271人	31.0%	19.3%
	逢坂	847人	357人	176人	97人	84人	42.1%	19.6%
	瑞穂	1,122人	438人	250人	115人	73人	39.0%	16.2%
	酒津	371人	169人	79人	46人	44人	45.6%	21.3%
	宝木	1,378人	604人	282人	174人	148人	43.8%	21.4%
鹿野	鹿野	1,420人	608人	299人	188人	121人	42.8%	18.3%
	勝谷	1,570人	561人	263人	192人	106人	35.7%	15.0%
	小鷲河	370人	215人	101人	54人	60人	58.1%	20.0%
青谷	日置	830人	447人	205人	124人	118人	53.9%	27.5%
	日置谷	780人	335人	149人	93人	93人	42.9%	26.0%
	勝部	459人	262人	125人	78人	59人	57.1%	17.6%
	中郷	1,005人	409人	203人	132人	74人	40.7%	13.4%
	青谷	2,179人	953人	369人	343人	241人	43.7%	23.6%
計		181,562人	55,657人	26,775人	17,951人	10,931人	30.7%	18.8%

資料：鳥取市介護保険システム（令和5年9月30日時点）

資料2 市民政策コメントの実施結果について

1. 募集期間 令和5年12月8日～令和6年1月9日
2. 募集結果 8件（項目別件数は32件）
うち、1件は介護保険事業計画に直接関係のない個人的内容のため非掲載
3. 提出された意見等と市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>第4章「基本理念と施策」の「4 重点的に取組むテーマ（事業）」の「（3）高齢者等の意思や尊厳が守られる権利擁護の取組」で、アドサポセンターととりに中核機関を委託し、地域連携ネットワークづくりに取組むとあるが、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画に、「市町村の主体的役割は中核機関の運営を委託した場合であっても同様である。」との記載があることから、「必要に応じて、鳥取市も主体となって地域連携ネットワークづくりに取組む」ことを計画に加えてはどうか。</p>	<p>中核機関を委託した場合であっても、鳥取市の主体的役割は必要であることから、鳥取市における地域連携ネットワークづくりに中核機関である「アドサポセンターととり」が取組むとともに、鳥取市も必要に応じて主体となることを計画に加えます。</p>
<p>・介護保険事業計画と「鳥取市認知症施策推進基本計画」の関係について。</p> <p>介護保険事業計画は、「鳥取市地域福祉推進計画」の個別計画と位置付けられている。これらの計画と、「鳥取市認知症施策推進基本計画」はどのような関係になるのか。また、この関係を介護保険事業計画に記載する必要があるのではないかと。</p> <p>・「鳥取市認知症施策推進基本計画」の策定期間は早期ということであるが、大まかな目安はどうか。また、関係者会議の設置が急がれるが、これについてはどうか。</p>	<p>・令和6年1月に施行された「認知症基本法」に基づき、鳥取市認知症施策推進基本計画を策定することとしています。</p> <p>鳥取市認知症施策推進基本計画を今後策定していく中で、介護保険事業計画との関係を検討することになります。また、介護保険事業計画に係る国の基本指針には、認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意することが示されています。この点について、計画に記載させていただきます。</p> <p>・鳥取市認知症施策推進基本計画策定にあたっては、認知症本人、認知症家族の方、関係団体等で構成する協議の場を設置し、その中でご意見をいただきながら、現時点では令和6年度中の策定を予定しています。</p>
<p>・介護保険料の引き下げをぜひ行ってほしい。</p> <p>・介護給付費等準備基金を使って介護保険料を引き下げるべき。</p> <p>・高齢者は医療費もかかる。実感できる保険料の引き下げを求める。</p> <p style="text-align: right;">計3件</p>	<p>第9期計画では、国も低所得者に配慮した保険料段階を示しています。介護保険料の積算にあたっては、介護保険給付費の積算を適正に見積し、可能な限り介護給付費等準備基金を活用して、被保険者の負担軽減を図ります。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>国の第9期介護保険事業計画づくりの基本指針に沿って、以下の意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市は「高齢化先進地」であり、高齢者が住み続けるには、医療と介護が欠かせない。地域の現状に合わせたサービス充実と在宅ケアの強化が必要であり、地域に適した小規模多機能型施設と医療・介護の一体化を進め、9期計画の3年間で鳥取型地域包括ケアシステムの構築に目いっぱい挑戦してもらいたい。 ・市民が気軽に参加でき、意見を反映できる計画づくりにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者数が最大となる2040年を見据え、今後も地域包括支援センターや地域密着型介護事業所をはじめとする介護事業所、医療関係者と連携を図りながら地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。 新型コロナウイルス感染症により、近年開催できておりませんが、希望に応じ説明会を開催させていただくなど、介護保険事業計画を広く市民に理解いただく機会の検討も行っていきたいと考えています。
<p>このような形でのパブリックコメント（市民政策コメント）が果たして「広く市民の声を聴く」方法として適切なのか疑問を感じる。</p> <p>専門的で難解な介護保険事業計画書が公式ウェブサイトにアップされ、1か月間で意見を募集するという毎回同じ手順では、「広く市民の意見を聴いた」とはならないのではないか。</p>	<p>市民政策コメントは市民の皆さまの生活に重大な影響を及ぼすと考えられる施策の基本的な事項を定める計画策定に際し、その原案を公表し、市民の皆さんから寄せられた意見や提言を計画に反映していくために実施しております。</p> <p>実施に当たっては、「とっとり市報」「鳥取市公式ウェブサイト」等でお知らせしており、計画の概要版も併せて公表しておりますが、今後はより多くの方々からご意見や提言がいただけるような方策について検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者や生活保護受給者など経済的に困窮している人でも安心してサービスが受けられるようにしてほしい。 ・サービス利用時に利用料が生じるが、一人残らず安心してサービスを継続できる支援を充実してほしい。 	<p>通所介護（デイサービス）の食事等、介護保険適用外の費用について支援制度はありませんが、経済的に困窮されている方でも安心してサービスが受けられるよう、①1か月に支払った世帯の利用者負担の合計が上限額を超えた場合は、超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給される。②低所得者の方が介護保険施設やショートステイを利用された場合は、食費・居住費の負担が軽減される。③社会福祉法人においても、介護サービス費・食費・居住費の軽減制度がある。等の制度も設けられているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの建設計画を入れるべきではないか。 ・少なくとも、小規模特別養護老人ホームは新規整備する必要があると思う。 <p style="text-align: right;">計2件</p>	<p>施設整備については、サービスの整備方針のとおりとしており、第9期計画で特別養護老人ホームの新設は行わないこととしています。</p>

意見の概要	市の考え方
<p>介護保険制度における国の財源負担割合の見直しについて。</p> <p>国が現在より多く財源を負担し、市町村や介護保険料の負担分を減らせるよう国に強く要望してほしい。</p>	<p>国の負担割合の見直しについては、全国市長会等を通じて国に要望していきたいと考えています。</p>
<p>施策目標に記載のある「リエイブルメント」は市民の認識がまだ少ないのに柱に位置付け、「リエイブルメント（再自立）」が原則になっている。</p> <p>『「リエイブルメント」できなくても、自己管理によって自立した生活が維持できる』という施策の方向性を入れるべきではないか。</p>	<p>自己管理によって自立した生活が維持、または再獲得できることが、リエイブルメントの考え方になります。</p>
<p>施策3「認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし続けることができる」について、行政の計画方針の表現としてふさわしくないと。「安心して」という表現にすべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">計2件</p>	<p>第9期計画の施策目標は、ありたい姿（目指すべき状態）を施策目標にしています。助け合い（自助・互助・共助・公助）によって認知症や要介護状態になっても安心して暮らし続けられることを目指しているものです。</p>
<p>基本方針3。「未来にわたり持続可能な制度づくり」について。</p> <p>介護保険制度が始まって20年を過ぎ、利用者である被保険者に、持続可能を意識させるというのはいかがなものかと思う。持続可能な制度を考えるのは、国、行政の仕事である。「安心して利用できる」とすべきではないか。</p>	<p>この方針は、主に市の取り組みや介護事業所の取組への支援を行うことでサービス基盤の整備、人材確保対策を行うことにしています。そのため「未来にわたり持続可能な制度づくり」を方針としています。</p>
<p>重点的に取り組むテーマ（事業）として、「地域包括支援センターの重要性はますます大きくなっており、機能強化を含めた体制整備について継続した検討を行います」とあります。</p> <p>重要性を認めているならば、検討ではなく、「体制整備を行います」とすべきではないか。</p> <p>包括支援センターの相談支援体制は要であり、むしろ強化が必要だと思います。</p>	<p>地域包括支援センターの体制整備については、国が示す方針等を参考にしながら、効果的な方法を検討し、体制を強化していく考えとしています。</p>
<p>計画書1ページの図、空き家の定義はどうなっているか。</p> <p>また、高齢者就労の増加により労働力減少が多いということか。</p>	<p>人口減少や後期高齢者の増加に伴い起こるであろう主な社会の変化を図示したものです。ここでの空き家は人が住んでいない家として記載しています。</p> <p>人口減少が進むことにより、労働力不足が起きる。また高齢者の就労も増加することを示しています。</p>

意見の概要	市の考え方
3ページの図、社会参加の中に就労は入らないのか。	地域共生社会の考え方を図にした厚生労働省の資料の記載になります。広い意味では社会参加の中に就労も含まれますが、この図では、就労や（就労以外の）社会参加の場や機会の提供という記載になっています。
鳥取市は合併後2万人近く人口が減っていますが、世帯数は7000世帯増えています。このことも考慮すべきではないか。	ひとり暮らし高齢者数等についても記載しており、世帯数の増加は考慮すべき点と考えます。
健康寿命としての記載で、男性の場合、要介護2と認定された場合、余命は1.75年ということになります。少し違和感があります。	要介護2以上と認定された期間を不健康な期間としています。統計的にデータを処理したものでありご理解ください。
健康寿命という記載は健康余命ではないか。 計2件	健康寿命で統一して表記させていただいています。
介護施設から病院、再び介護施設へというのは日常なのに医療の問題点についても議論すべきだと思う。	介護と医療は密接な関係にあります。医療の主な問題点は都道府県が策定する医療計画等で議論をすべきと考えます。
「リエイブルメント」について、「再獲得」との表記もあるが、「再自立」とどちらが良いか。	リエイブルメントを日本語で表すと「再自立」となります。再自立をわかりやすく表現するため、「自身の状態にあった望む暮らしの再獲得」を再自立として説明しています。
介護医療院等 施設に関する情報が地元紙やローカル番組で少ないように思います。	介護保険で利用できる主なサービスについて、鳥取市公式ウェブサイトでも紹介していますが、今後も市民の皆さまに分かりやすい周知に努めてまいります。
BCPも用語解説に入れるべきではないか。	BCP（業務継続計画）は本文に注釈を加えます。
介護保険料の減免・執行猶予について、説明文には、徴収猶予とありますが、そちらの方が良いのではないか。	タイトルを「介護保険料の減免・軽減」に修正します。
「計画策定の目的と国の動向」の制度改正の記載に、昨年6月に認知症基本法が成立したことを加えた方が良いのではないか。	制度改正の記載については、国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針の見直しのポイントのみを掲載しております。
施策目標に「介護見込量に応じた介護サービスが提供できる」とあるが、「必要とされる介護サービスが提供できる」という表現が良いのではないか。	施策目標⑦を「必要とされる介護サービスが提供できる」に修正します。
リエイブルメントを基本方針に明記し、重点的に取り組むなら、「短期集中予防サービスの実施」ではなく、「強化及び拡充」としたほうが良い。	「短期集中予防サービスの充実」に表記を修正します。

資料3 計画策定体制

(1) 鳥取市介護保険等推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画及び鳥取市高齢者福祉計画の策定、鳥取市地域包括支援センターの適切な運営並びに鳥取市地域密着型サービスの適切な運営の確保にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める市町村介護保険事業計画の作成及び変更に関する事。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める市町村老人福祉計画の作成及び変更に関する事。
- (3) 前2号の計画の進捗管理に関する事。
- (4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第2号ロに定める地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事。
- (5) 介護保険法第42条の2第5項に定める地域密着型介護サービス費の額、同法第78条の2第7項に定める地域密着型サービスの指定及び同法第78条の4第6項に定める指定地域密着型サービスの基準に関する事。
- (6) 鳥取市地域ケア会議設置要綱第2条第4項に定める地域ケア推進会議に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係機関の職員
- (3) 介護関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 地域福祉活動組織の代表者
- (6) 鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の会長及び副会長
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

5 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定に関わらず、委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

鳥取市介護保険等推進委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	推薦団体等	備考
大橋 茂樹	鳥取県老人福祉施設協議会	委員長
田中 彰	鳥取県老人保健施設協会	
竹川 俊夫	学識経験者（鳥取大学）	
前田 由美子	鳥取市社会福祉協議会	副委員長
能見 恵子	鳥取市老人クラブ連合会	
竹本 匡吾	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	
多林 康子	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	
足立 誠司	鳥取県東部医師会	
目黒 道生	鳥取県東部歯科医師会	
安住 慎太郎	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会	
植木 芳美	鳥取県看護協会	
清水 真弓	鳥取県薬剤師会	
本城 律恵	認知症のひとと家族の会鳥取県支部	
橋本 京子	城北地区社会福祉協議会	
垣屋 稲二良	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	
山本 雅宏	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	
藤田 和子	鳥取市認知症本人大使「希望大使」	
有本 喜美男	公募委員	
綱本 信治	公募委員	

(2) 委員会の開催状況

○令和5年7月19日（水）

策定に向けた課題整理、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果について 等

○令和5年8月22日（火）

第8期計画の進捗状況、第9期計画の施策の概要について 等

○令和5年10月24日（火）

高齢者人口及び要支援要介護認定者の見込、施設整備の考え方について 等

○令和5年11月24日（金）

第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（素案）について 等

○令和6年1月19日（金）

第9期期間中の介護保険料及び第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）について 等

(3) 鳥取市社会福祉審議会条例

平成29年鳥取市条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市社会福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取市社会福祉審議会条例（昭和48年鳥取市条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	関係団体等	備考
星見 健蔵	鳥取市議会	
田中 節哉	鳥取市社会福祉協議会	老人福祉専門分科会
大黒 進	鳥取市民生児童委員協議会	
藤田 祐治	鳥取市老人クラブ連合会	老人福祉専門分科会
福田 正美	鳥取市自治連合会	
山根 裕	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	
藤原 美江子	鳥取市肢体不自由児者父母の会	
大谷 喜博	鳥取市手をつなぐ育成会	
市谷 貴志子	鳥取市精神障がい者家族会	
石谷 暢男	鳥取県東部医師会	委員長 老人福祉専門分科会
高田 耕吉	鳥取県東部医師会	
池田 実央	鳥取県東部歯科医師会	
目黒 道生	鳥取県東部歯科医師会	老人福祉専門分科会
荻原 誉康	とっとり東部権利擁護支援センター	
金谷 達美	鳥取市ボランティア市民活動センター	老人福祉専門分科会
矢部 征	認知症の人と家族の会 鳥取県支部	老人福祉専門分科会
山本 雅宏	鳥取市シルバー人材センター	老人福祉専門分科会 (副分科会長)
垣屋 稲二良	鳥取県社会福祉士会	老人福祉専門分科会 (分科会長)
間屋口 貴仁	鳥取市放課後児童クラブ連合会	
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会	
岡 美智子	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会 (認定こども園代表)	
石本 裕美	鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会 (私立幼稚園代表)	
山口 朝子	地域サポートネットワークとっとり	
塩野谷 斉	鳥取大学地域学部	副委員長
國本 真吾	鳥取短期大学幼児教育保育学科	

(4) 審議会の開催状況

○令和6年2月1日(木)

第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について

(5) 答申

○令和6年2月1日(木) 鳥取市長に答申

資料4 施策の一覧

資料4では、各施策に紐づく実施事業や検討事項の一覧を掲載しています。

<一覧表の見方>

番号は、
最初の数字が「基本方針」
真ん中の数字が「施策目標」
最後の数字が「施策」を示しています。

成果指標と活動指標に○が
ついている項目は、
特に報告をする項目として
本文中に掲載しています。

番号	施策（目指す方向性）	成果指標	活動指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
		○			
		○			
1.1.1.	自分の健康状態を把握し、自身の治療や療養の方針を正確な情報に基づいて考えることができる		○	国保特定健康診査	自分自身の健康状態が把握できる
			○	(参考) 後期高齢者健康診査	自分自身の健康状態が把握できる
			○	保健事業と介護予防の一体的実施事業／健康状態不明瞭者の把握事業	健康への関心が低い層へ働きかけ、関心を持つきっかけになる
				保健事業と介護予防の一体的実施事業／通いの場におけるフレイル状態把握	自分自身の健康状態が把握できる
				在宅医療・介護連携推進事業の住民啓発	自分自身の健康状態等の把握の必要性の理解を進める
				国保特定保健指導	自身の健康状態に関する現状理解の促進
				おたっしや教室	参加者の状態アセスメント、包

次ページに続く

計画策定段階で把握できている現状値を掲載しています。大半は令和4年度実績値ですが、使用する統計データ等の都合で異なる場合があります。右欄の注記をご確認ください。

別掲	報告内容	現状値又は取組状況	注記（現状値の時点など）
	かかりつけ医がいるものの割合	85.9%	二一調査結果（令和4年度実施）
	医師の治療方針を理解しているものの割合	78.1%	二一調査結果（令和4年度実施）
	受診率	34.5%	令和4年度実績
	受診率（受診している人が多いため参考数値）	20.0%	令和4年度実績（国保データベースシステムより）
	実態把握数	25人	令和4年度中の把握数
1.1.3.	-	-	-
2.4.16	-	-	-
1.1.3.	-	-	-

前ページから続く

報告内容が重複している項目は別掲とし、省略しています。記載している番号の箇所を参照してください。

基本方針 1) 健康づくりと"リエイブルメント"による介護予防の実現

施策目標 1) 高齢者が自分の状態に合った方法で健康づくり、介護予防に取り組むことができる

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
1.1.1	自分の健康状態を把握し、自身の治療や療養の方針を正確な情報に基づいて考えることができる	○			
		○			
			○	国保特定健康診査	自分自身の健康状態が把握できる
			○	(参考) 後期高齢者健康診査	自分自身の健康状態が把握できる
			○	保健事業と介護予防の一体的実施事業／健康状態不明瞭者の把握事業	健康への関心が低い層へ働きかけ、関心を持つきっかけになる
				保健事業と介護予防の一体的実施事業／通いの場におけるフレイル状態把握	自分自身の健康状態が把握できる
				在宅医療・介護連携推進事業での住民啓発	自分自身の健康状態等の把握の必要性の理解を進める
				国保特定保健指導	自身の健康状態に関する現状理解の促進
			おたっしや教室	参加者の状態アセスメント、包括への情報還元	
1.1.2	年齢にかかわらず生きがいや趣味を持ち、生活を楽しむことができる	○			
		○			
				高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行	イベント参加を中心とした生きがい支援
				施策 28～30、社会参加に関する項目を参照	
1.1.3	健康づくりに主体的に取り組む人が増えることで、そうでない人も自然と健康的な生活を送ることができる地域になる	○			
		○			
			○	保健事業と介護予防の一体的実施事業／フレイル予防の啓発	フレイルとその予防について知ることができる
			○	介護予防出前講座	健康づくりの基礎知識を知ることができる
			○	国保特定保健指導	生活習慣の改善の働きかけ
				しゃんしゃん体操の普及啓発	健康づくりの方法を身に着ける
		おたっしや教室	運動、栄養、歯科等の正しい知識の普及		
			医療介護連携事業での住民啓発	身体状況が悪化した場合の生活を想像できる人が増える	

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	かかりつけ医がいるものの割合	85.9%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	医師の治療方針を理解しているものの割合	78.1%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	受診率	34.5%	令和4年度実績
	受診率（受診している人が多いため参考数値）	20.0%	令和4年度実績（国保データベースシステムより）
	実態把握数	25人	令和4年度中の把握数
1.1.3	-	-	-
2.4.16	-	-	-
1.1.3	-	-	-
1.1.3	-	-	-
	幸福感がある者の割合	43.0%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	うつ割合	30.3%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	バス運行数	高齢者活動での利用件数：338件 ボランティア活動での利用件数：17件	令和4年度の運行実績
2.6.28 2.6.29 2.6.30	-	-	-
	フレイルあり割合	21.7%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	健康寿命	男性：18.10年 女性：21.33年	令和3年度数値（死亡統計の公開時期による）
	実施箇所数及び参加者数	実施箇所数：27箇所 参加者数：延602人	令和4年度中の実施数
	普及啓発の回数、延参加者数	普及啓発回数：89回 延参加者数：1,186人	令和4年度実施数
	実施率	30.6%	令和4年度実績
	実施回数	1,334回	令和4年度実績
	開催教室数及び参加者数	開催教室数：58教室 参加者数：442人	令和4年度実績
2.4.16	-	-	-

施策目標2) フレイル等の状態が悪くなっても“リエイブルメント”できる

番号	施策(目指す方向性)	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
1.2.4	再自立(リエイブルメント)の考えが共有され、住民や専門職にそのイメージが共有され、「再自立(リエイブルメント)できる」という考えが一般的になる			再自立(リエイブルメント)の考え方や実例の周知、共有	
1.2.5	本人の目指す再自立(リエイブルメント)があり、本人、家族、専門職との間でそのイメージが共有される		○	介護予防ケアマネジメントの実施	
			○	保健事業と介護予防の一体的実施事業/フレイルの有リスク者への介入支援	フレイル有リスク者自身が生活習慣を検討することができる
				サービス担当者会議の有効な活用に向けた取り組み	
				地域リハビリテーション活動支援事業	専門職による実現可能性の判断を本人・家族と共有することができる
				短期集中予防サービス	リハ職アセスメントによる実現可能性等の評価と本人・家族との共有
				在宅医療・介護連携推進事業での住民啓発	高齢期の自分自身の今後の生活を考えるきっかけを多く作る
			地域ケア会議の開催	目標や目指す姿の明確化、共有をすることができる	
1.2.6	再自立(リエイブルメント)可能かどうか、適切な判断を受けることができ、その説明に納得することができる			地域リハビリテーション活動支援事業	疾病管理や目標達成等に対する助言・判断を得ることができる
				短期集中予防サービス	リハ職アセスメントによる実現可能性等の評価が行われる
1.2.7	効果的に再自立(リエイブルメント)できる体制がある		○		
			○	短期集中予防サービス	再自立を強く意識したサービス提供が行われる
				再自立(リエイブルメント)の実現に向けた事業所への指導、働きかけ	
1.2.8	再自立(リエイブルメント)した後も、自己管理(セルフマネジメント)によって自立した生活が継続できる		○		
			○	短期集中予防サービス	リハ職によるサービス期間終了後のフォローアップにより、再度助言を受けて自立した生活が継続できる

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
	介護予防ケアマネジメント実施数	6,804 件	令和 4 年度実績
	専門職が関与して目標を設定できた数	45 人	令和 4 年度実績
	検討中	-	-
2.5.26	-	-	-
2.5.26	-	-	-
2.4.16	-	-	-
2.5.27	-	-	-
	検討中	-	-
2.5.26	-	-	-
2.5.26	-	-	-
	新規要支援認定者における短期集中予防サービスの利用率	3.9% (41 人/1,041 人)	令和 4 年度実績（新規認定者は、令和 4 年度中の申請者で計上）
	短期集中予防サービス利用者数及びプログラム終了者数	利用者数：41 人 終了者数：36 人	令和 4 年度実績
	取組状況報告	-	-
	短期集中予防サービス終了 1 年後の認定の変化	87.5%	令和 4 年度利用者に関して集計 ※令和 5 年 10 月末時点（16 名分を集計）
	新規要支援・要介護認定者の平均年齢	82.4 歳	令和 3 年度データ（介護保険「見える化」システムの最新データ）
	サービス利用時の目標が、サービス終了後に継続して達成できている度合い	達成：83.3% (36 人中 30 人)	令和 4 年度終了者数のうちモニタリングで目標を達成している者の率。達成以外には、未達成、入院等でモニタリングなし及びモニタリング時期未到達がある ※令和 5 年 1 0 月末時点

基本方針 2) 自己実現を可能にする環境づくり

施策目標 3) 認知症や要介護状態になっても助け合って暮らし続けることができる

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.3.9	生活のうえでの困りごとが、住民同士の支えあいによって助け合うことができる		○		
			○		
			○	介護支援ボランティア	地域で何かやりたい人を支援する仕組みがある
				多様な主体による生活支援の仕組みへの支援を検討	
				シルバー人材センター運営	地域で何かやりたい人を支援する仕組みがある
			○	ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援	地域で何かやりたい人を支援する仕組みがある
				安心ホットラインサービスの運用・ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス	
			包括支援センター運営／包括的・継続的ケアマネジメント	地域の多様な社会資源を活用することができる	
2.3.10	高齢になっても以前から生活している住まいで暮らし続けることができたり、住まいを借りることができるなど、住まいを確保することができる。			養護老人ホームの運営、入所措置の実施	
				生活支援ハウスの運営	
				軽費老人ホームの運営補助	
				高齢者向け公営住宅への生活援助員の配置	
			○	サービス付き高齢者向け住宅の把握、指導・監督	
			○	有料老人ホームの把握、立入検査の実施	
				住宅改修の実施（介護保険サービス）	
				高齢者居住環境整備助成事業	
				住宅改修指導事業	暮らしやすい環境に近づけるための助言が得られる
				住宅改修申請等支援事業	必要時に住宅環境を整えることができる
				鳥取県居住支援協議会への参画	
				在宅医療・介護連携推進事業での住民啓発	高齢期の住まいの希望・理想を考えるきっかけを作る

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	ソーシャル・キャピタル得点（助け合い）	194.2 点／210 点	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
	ソーシャル・キャピタル得点（連帯感）	150.1 点／240 点	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
	制度登録者数	143 人	令和 4 年度制度登録人数
	取組状況報告	-	-
2.6.29	-	-	-
	・登録会員数 ・支援回数 ・依頼に対するマッチングの状況（率）	登録会員数：693 人 （協力会員：199 人 依頼会員：494 人） 支援回数：延 5,552 回 マッチング率：52.8% （214/405）	令和 4 年度実績
	安心ホットライン設置者数	254 台	令和 4 年度未設置台数
2.5.21	-	-	-
	公募施設の整備状況を報告	認知症対応型共同生活介護：3 ユニット 特定施設入居者生活介護：50 床 転換 地域密着型特定施設入居者生活介護：57 床 転換	第 8 期計画期間中（令和 3 年度～令和 4 年度）の整備状況
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	生活援助員の活動状況	安否確認件数：2,433 件 相談指導件数：17 件	令和 4 年度実績
	立入検査実施数	6 件	令和 4 年度実施件数
	立入検査実施数	6 件	令和 4 年度実施件数
	住宅改修実施数	住宅改修実施数：739 件	令和 4 年度実施件数
	助成件数	助成件数：6 回	令和 4 年度助成件数
3.9.41	-	-	-
2.4.17	-	-	-
	取組状況報告	-	-
2.4.16	-	-	-

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.3.11	認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、認知症になっても早い段階でさまざまな資源につながる環境があることで、生活の安心・安定を得て自分らしく暮らすことができる		○		
				在宅医療・介護連携推進事業での住民啓発	自分自身の健康状態等の把握の必要性の理解を進める
			○	認知症に関する情報の周知、普及啓発	認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解について知る人が増える
				認知症本人の情報発信の支援、本人大使の設置	認知症本人による情報発信が行われる
				認知症サポーターの養成、養成講座の開催	認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解について知る人が増える
				認知症サポーターの活動支援	
				認知症高齢者安心見守り登録制度の普及、活用	
				認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及	
			○	認知症初期集中支援チームの活動	初期支援が行われ、生活の安心・安定を得て自分らしく暮らすことができる
				認知症地域支援推進員の全地域への設置及び維持	
				認知症ケアパスの普及	認知症に関する正しい知識について知る人が増え、様々な社会資源に繋がることができる
		本人相談員の設置及びおれんじドアとっとりの開催			
		若年性認知症支援コーディネーター等との連携体制の構築			
2.3.12	認知症や要介護の本人や家族の心理的、経済的、身体的な負担が軽減するような取組みが行われる			家族相談員の設置及び認知症介護家族によるピアサポートの支援	
			○	認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施	
				おれんじドアとっとりの開催	
				認知症高齢者安心見守り登録制度の普及、活用	
				高齢者等位置検索システムの利用支援、費用補助	
				認知症カフェの支援	
				安心ホットラインサービス・ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービスの運用	
			○	寝具丸洗い乾燥消毒サービス	
			○	日常生活用具購入助成サービス	
			○	軽度家事援助サービス	
				生活管理指導短期宿泊サービス	生活習慣の改善指導が行われ、生命維持が図られる
	○	家族介護用品購入費の助成			
	○	家族介護慰労金の支給			

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行動は、満たされない時に起こると思う者の割合	47.4%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
2.4.16	-	-	-
	普及啓発回数、参加人数	啓発回数：49回 参加人数：延1,126名	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
	企業・学校等への実施数	企業・職域団体等・11回 学校：5回	令和4年度開実績
	取組状況報告	-	-
2.3.13	-	-	-
2.5.21	-	-	-
	チーム支援件数	支援対象者数：26名（うち新規支援対象者18人）	令和4年度実績
2.3.13	-	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	延べ利用者	延171人	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
2.3.13	-	-	-
2.3.13	実施数	14人	令和4年度実績
2.3.13	-	-	-
2.3.9	-	-	-
	利用人数	126人	令和4年度利用人数
	助成人数	2人	令和4年度助成人数
	実施数	0人	令和4年度実施人数
	利用人数	0人	令和4年度利用人数
	助成人数	263人	令和4年度助成人数
	支給人数	1人	令和4年度支給人数

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.3.13	認知症や身体状況が悪化してからも、本人の望む社会参加を継続することができ、継続することができるための環境がある				
				認知症地域支援推進員の全地域への設置及び維持	認知症有症者の社会参加支援が行える体制ができる
				認知症本人ミーティングの活動支援	
				地域支え合い推進員の適正な配置人数の検討	社会資源を創出し、繋げる
				在宅医療・介護連携推進事業での住民啓発	高齢期の自分自身の今後の生活を考えるきっかけを多く作る
				認知症高齢者安心見守り登録制度の普及、活用	
				高齢者等位置検索システムの利用支援、費用補助	
				認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及	
			○	認知症カフェの支援	
			○	鳥取市認知症施策推進基本計画策定の検討	
	○	チームオレンジの設置、あり方に関する検討			
2.3.14	退院時や看取り期など、医療と介護が適切に連携でき、支障なく生活を送ることができる				
				東部地区在宅医療介護連携会議の開催	在宅医療・介護連携の実現に向けた課題等を検討する
				在宅医療・介護連携にあたっての情報共有に関するツール・様式の運用・改善	情報共有する内容や書式を統一することで、連携しやすくする
				医療介護連携事業での住民啓発	高齢期の自分自身の今後の生活を考えるきっかけを多く作る
				多職種研修会、事例検討会の企画・開催（在宅・医療介護連携に関するもの）	多職種で顔の見える関係性づくりにより日々の連携を進める、また多職種がかかわる場面での知識向上を図る
				包括支援センター運営／総合相談支援事業	相談対応を通じた医療機関と包括支援センター／介護事業所との信頼関係が構築される
		包括支援センター運営／包括的・継続的ケアマネジメント（包括的・継続的支援の実施）			

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	認知症の人も地域活動に参加した方が良いと思う人の割合	44.5%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	認知症の人が、記憶力が低下して判断することができなくなって、日々の生活について本人が決める方が良いと思う者の割合	37.0%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	配置人数 （活動内容に関する報告内容は検討中）	9名	令和4年度末時点の配置人数
	ミーティングの参加回数及び本人の参画状況	5回	令和4年度参加回数
2.6.30	-	-	-
2.4.16	-	-	-
	登録者数	令和4年度末登録者数：196名 令和4年度新規登録：50名	令和4年度末の登録者数及び令和4年度中の新規登録件数
	補助人数	14人	令和4年度実績
2.5.21	-	-	-
	認知症カフェの開催回数及び認知症本人の参加回数	開催回数：66回 認知症本人の参加回数：43回	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値	3.1ポイント	令和4年度実績
	自宅や介護施設での看取り状況 （県死亡場所別死亡数統計より、率を算出）	33.0%	令和3年度鳥取県人口動態統計より算出
	事業の継続状況	継続	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
2.4.16	-	-	-
2.5.26	-	-	-
2.5.21	（相談件数）	-	-
2.5.21	-	-	-

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.3.15	認知症が進行したり、要介護状態になった時に、必要なケアが受けられる事業所、施設、医療機関が整備されている			「第4章4. サービスの整備方針」に記載のとおり	
				多職種研修会、事例検討会による、認知症ケアに関する知識・技術の習得促進について検討	本人発信や実際の事例に基づき知識の向上を図る
				診療を行う医療機関との連携促進の方策検討	認知症疾患医療センターや地区医師会の研修会等の認知症施策へ参画し、連携強化に努める

施策目標4) 意思決定が困難になってもその人らしい暮らしを継続することができる

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.4.16	これからの暮らしを考えた り、話し合うことができ、 本人の意向に沿った状態・ 環境で過ごすことができる			在宅医療・介護連携推進事業でのACP住民啓発	高齢期の自分自身の生活を考える・話し合う、他者に予め知っておいてもらう、ACPを実践している人が増える
				認知症ケアパスの普及	これからの暮らしを考えるうえで、参考にできるものがある
				個別ケース会議の開催	個別ケース会議の開催を通じて、本人の意思決定支援を行うことができる
2.4.17	生活状況が悪化、負債が増加する前に、手助けしてもらおうことができ、必要な手続きが適切に行われる			住宅改修申請等支援事業	手続代行の支援
				パーソナルサポートセンター、生活福祉課窓口との連携強化	
				包括支援センター運営/権利擁護（消費者被害の防止に向けた連携検討）	
2.4.18	意思の表出や決定が困難になった場合でも、本人の意思が尊重され、適切な意思決定の支援を受けることができる			認知症ケアパスの普及	
			○	成年後見制度利用促進に係る中核機関の整備（広報、相談、利用促進、後見人支援の機能）	
				後見人等受任調整会議	円滑に受任調整することができる
			○	市民後見人の育成	
				成年後見制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）	費用負担が困難であっても制度利用が必要な人が制度を利用することができる
		市長による法定後見の開始の審判の申立て	申立てができる親族等がいなくても、成年後見制度を利用することができる		
			医療介護連携事業でのACP住民啓発	高齢期の自分自身の生活を考える・話し合う、他者に予め知っておいてもらう、ACPを実践している人が増える	

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	認知症専門ケア加算の取得事業所数	31.9% (163事業所中 52事業所)	令和5年3月末時点
3.7.32 3.7.34 3.7.35	-	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	ACPを知っている人の割合	8.9%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	人生の最終段階について話し合ったことがある人の割合	35.4%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
	医療介護連携に関する普及啓発回数・延参加者数	普及啓発回数：17回 参加者：延 385名	令和4年度実績
2.3.11	-	-	-
2.5.24	-	-	-
	検討中	-	-
	支援実施数	22件	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	意思決定してほしい人の、「いない」「無回答」の割合	15.3%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
2.3.11	-	-	-
	相談件数	1,149件	令和4年度相談件数
	受任調整件数	52件	令和4年度調整件数
	候補者名簿登録者数	12人	令和4年度累計登録者数
	申立費用・報酬助成件数	申立費用助成件数：41件 報酬助成件数：97件	令和4年度実績
	市長申立件数	市長申立件数：39件	令和4年度実績
2.4.16	-	-	-

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.4.19	高齢者の権利が侵害されている状況が発生しても、対応する仕組みがあり、状況を早期に発見し又は予防することができる			生活管理指導短期宿泊サービス	セルフネグレクトへの対応・防止を図ることができる
				やむを得ない措置による対応	一時的な分離や保護をする体制がある
				包括支援センター運営／権利擁護	虐待・支援困難ケースについて多職種・多機関協働が行われて適切に対応される
				包括支援センター運営／権利擁護	高齢者虐待通報受理、事実確認、認定等の一連の対応が適切に行われる
2.4.20	問題や困りごとを抱える養護者に、他機関と協働して適切なケアをすることができ、意思決定が困難な高齢者の暮らしが守られる			養護者や介護家族のピアサポートのニーズ調査等検討	
				多問題を抱える個人・家族への対応の際の多機関連携の円滑な実施に関する体制構築	
				養護者の支援者の明確化・役割分担による円滑な主支援者の移行に関する体制構築	

施策目標5) 個人・専門職・地域等の困りごとを相談できる体制ができています

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.5.21	近所や地域の人の見守りがあり、相談の後押しや相談してくれる人が増える			認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及	
				地域支え合い推進員の適正な配置人数の検討	地域住民に近い相談先として地域支え合い推進員が機能することができる
			○	包括支援センター運営／包括的・継続的ケアマネジメント	地域住民や地域団体等との連携がすすむ
2.5.22	福祉的問題を抱える人についての相談先が、1つ以上知られている			包括支援センター運営／総合相談支援事業	相談窓口としての包括支援センターが設置され、認知度が向上する
				地域福祉相談センターのあり方、仕組みの検討	
2.5.23	窓口で相談したときに、断られず、関係する窓口に繋いだり、何らかの対応がしてもらえるようになる			包括支援センターの体制強化、負担軽減の取組の検討	
				包括支援センター運営／総合相談支援事業	総合相談窓口の対応力が向上し、必要に応じて他の窓口につながる可以实现

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中	-	-
2.3.12	-	-	-
	対応件数	1 件	令和 4 年度実績
	検討中	-	-
	対応件数	61 件	令和 4 年度実績
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	地域包括支援センターへ寄せられた相談件数	7,463 件	令和 4 年度実績（基幹型及び各地域密着型地域包括支援センターの相談件数合計）
	協力店数	令和 4 年度未登録店数：160 件 令和 4 年度新規登録数：4 件	令和 4 年度未登録店数及び令和 4 年度新規登録数
2.6.30	-	-	-
	地域住民や団体、専門職との連携を図った回数（会へ出席するなど）	新規調査のため未設定	各年度の実施状況を報告
	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	53.5%	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
2.5.21	（相談件数）	-	-
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
2.5.21	（相談件数）	-	-

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.5.24	必要な機関・住民団体同士で問題が共有され、専門職がチームとして解決に動くことができる			包括支援センター運営／総合相談支援事業	相談対応を通じた多機関協働が実施・実践される
				地域ケア会議の開催	他機関の参加による地域に関わる専門機関のネットワークが構築される
			○	個別事例に関する会議の実施回数	個別ケース会議の開催を通じて、課題解決の方向性や役割分担を決定することができる
				多職種・多機関協働のための取組	
2.5.25	相談対応の経過や結果が地域と共有され、相談プロセスが信頼されるようになる			地域ケア会議の開催	地域住民の参加を通じて地域と支援機関とのネットワークが構築される
				包括支援センター運営／総合相談支援事業	相談対応を通じて信頼関係が構築される
2.5.26	専門職同士で抱える困りごとを共有し、相互に助言や支援を得ることができる			短期集中予防サービス	終了前会議においてサービス終了後の生活について検討を行い、状況を共有する
			○	地域リハビリテーション活動支援事業	他の専門職に助言を得る仕組みがある
				東部地区在宅医療介護連携推進協議会の設置	地域の医療介護団体が集まるプラットフォームを運営する
				多職種研修会、事例検討会の企画・開催（在宅・医療介護連携に関するもの）	実際の事例提示による解決策の検討や多職種が集う機会の創出により相談できる人を増やす
				地域包括支援センター運営協議会の開催方法・内容の検討	
				在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営	連携に関する相談機関を運営し、専門職の支援を図る
				地域ケア会議の開催	多職種の参加によって専門職の助言を得る機会があり、専門職同士のネットワークが構築される
				権利擁護に関する地域連携ネットワーク意見交換会への参加（主催：中核機関）	
				包括支援センター運営／総合相談支援事業	相談対応を通じて信頼関係が構築される
		包括支援センター運営／包括的・継続的ケアマネジメント	専門職同士のネットワークが構築される		

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中	-	-
2.5.21	（相談件数）	-	-
2.5.27	-	-	-
	・支援者会議の回数（主催・参加） ・支援困難型地域ケア会議の開催回数	支援困難型地域ケア会議：7回	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
2.5.27	-	-	-
2.5.21	（相談件数）	-	-
	検討中	-	-
1.2.7	-	-	-
	個別支援・事業所支援の実施数	226件	令和4年度実績（アセスメント支援、地域ケア会議や支援会議、専門職への研修）
	事業の継続状況	継続	令和4年度実績
	開催数	7回	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-
	相談数	5件	令和4年度実績
2.5.27	-	-	-
	取組状況報告	-	-
2.5.21	（相談件数）	-	-
2.5.21	-	-	-

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.5.27	地域の中での困りごとを話し合う仕組みがある		○		
			○	地域ケア会議の開催	地域課題の把握、検討が行われる
			○	地域の困りごとを話し合う仕組み（協議体など）の数	地域の中で困りごとや地域活動について話し合う仕組みや機会がある

施策目標 6) 地域活動が活発で社会参加がすすんでいる

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
2.6.28	社会参加の必要性が理解され、社会参加したいと考える人が増える		○		
			○	保健事業と介護予防の一体的実施事業	フレイル予防の一環としての社会参加の推奨
				ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援	参加するだけでない"社会参加"の仕組みの支援
				就労的活動支援の仕組みづくりの検討	
				介護支援ボランティア	参加するだけでない"社会参加"の仕組みの支援
2.6.29	多様な社会参加の方法・場所・内容があり、必要な情報を受け取ることができる		○		
				おたっしゃ教室	送迎付き・低負荷・3か月の運動教室
				通所A型サービス	住民主体の通いの場では受入困難な方向けの送迎付きの通いの場
				しゃんしゃん体操の普及啓発	地域での運動主体の社会参加の場所の増加
				多様な主体による社会参加の仕組みへの支援を検討	
			○	高齢者サロンの充実	社会参加の場所、内容の増加
				通いの場の情報の一元管理（公開／非公開に関わらず）	
				老人クラブの育成・支援	老人クラブの支援を通じ社会参加する人を増やす
				地域での趣味活動、生涯学習の推進（事業名：老人の明るいまち推進事業）	趣味等を通じ生きがいを持つ人を増やす
		高齢者施設の運営（老人福祉センター、老人憩いの家、高齢者創作交流施設（用瀬町、佐治町）、屋内多目的広場（佐治町））	地域住民が集う場所を提供、維持し、社会参加する人を増やす		
	○	シルバー人材センター運営	高齢者の社会参加としての就労		

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	ソーシャルキャピタル得点（連帯感）	150.1 点／240 点	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
	・個別ケース会議の回数（地域ケア会議、短期集中予防サービス終了前会議、その他） ・個別ケースの検討を行わない地域課題検討等のための会（地域連絡会など）の回数	・地域ケア個別会議検討ケース数：89 ケース ・短期集中予防サービス終了前会議実施数：延 50 ケース ・地域連絡会：0 回（令和 5 年度は 11 月末までに 15 回実施）	令和 4 年度実績
	・協議体としての設置数 ・協議体ではなくても、地域活動について話し合われている会の数又は、協議体が設置されている地区数	協議体数：9 地域 地域活動について協議する場：32 ケ所	令和 4 年度実績（生活支援コーディネーターの報告による）

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	社会参加率	49.1%	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
	ソーシャル・キャピタル得点（社会参加）	48.7 点／350 点	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
1.1.3	-	-	-
2.3.9	-	-	-
	取組状況報告	-	-
2.3.9	-	-	-
2.6.28	社会参加率	49.1%	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
1.1.3	-	-	-
	利用者数	延 68 人	令和 4 年度実績
1.1.3	-	-	-
	取組状況報告	-	-
	通いの場への参加者数	延 86,706 人	令和 4 年度実績
	取組状況報告	-	-
	老人クラブ団体数	215 団体	令和 4 年度実績
	参加者数	473 人	令和 4 年度実績
	-	-	-
	シルバー人材センター会員数	717 人	令和 4 年度実績

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと	
2.6.30	地域活動を支援する人がいて、人と人、人と団体を繋ぐことができる		○	包括支援センター運営／包括的・継続的ケアマネジメント	関係機関との連携体制が構築される	
				○	地域支え合い推進員の適正な配置人数の検討	地域活動の支援、コーディネート
					地域リハビリテーション活動支援事業	地域団体の伴走支援
					伴走支援・後方支援ができる地域の専門職の育成について検討	
					高齢者サロンの充実	社協による開催支援
					ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援	支え合い体制の支援の仕組み
2.6.31	社会参加する手段がある		○	公共交通機関等利用助成事業	社会参加活動の支援により社会参加する人を増やす	
					多様な主体による地域の移動支援の提供体制の検討	

基本方針 3) 未来にわたり持続可能な制度づくり

施策目標 7) 必要とされる介護サービスが提供できる

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
3.7.32	在宅介護を支えるサービスがあり在宅介護を受ける人が支えられている		○	「第4章4. サービスの整備方針」に記載のとおり	
3.7.33	中山間地域でも適切なサービスを受けることができる			中山間地域でのサービス提供継続のために何を行うべきか検討を進める	
3.7.34	小規模多機能型居宅介護の整備が進んでいる		○	「第4章4. サービスの整備方針」に記載のとおり	
3.7.35	認知症グループホームの整備が進んでいる			「第4章4. サービスの整備方針」に記載のとおり	

施策目標 8) 介護現場が業務効率化及び改善され、介護人材の確保・定着・育成ができています

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
3.8.36	介護の仕事に専門的な知識が必要であると理解され、イメージが向上し尊重されるようになる			介護職の魅力の発信についての検討	
3.8.37	介護職で生活をしていくことができる給与を得ることができる		○	処遇改善加算の要件周知、取得支援の実施	処遇改善加算等の取得事業所数が増える

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	グループ活動への参加意向がある者の割合	54.7%	二一ズ調査結果（令和4年度実施）
2.5.21	-	-	-
	推進員の配置人数 活動内容の報告方法については 検討中	第1層 SC：1名 第2層 SC：7名	令和4年度配置人数
	地域団体支援の実施数	5件	令和4年度実績（市民啓発など）
	取組状況報告	-	-
2.6.29	-	-	-
2.3.9	-	-	-
	検討中	-	-
	助成件数	64件	令和4年度実績
	取組状況報告	-	-

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	事業所定員に対する稼働状況 （小規模多機能、特定施設、認知症グループホーム）	小規模多機能：73.8% 特定施設：96.4% 地域密着型特定施設：93.6% 認知症グループホーム：97.6%	令和5年9月末時点の定員に対する稼働率
	施設整備状況を報告	認知症対応型共同生活介護：3 ユニット 特定施設入居者生活介護：50床 転換 地域密着型特定施設入居者生活 介護：57床転換	8期計画期間中（令和3年度～ 令和4年度）の整備状況
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	小規模多機能型居宅介護事業所の 整備状況	-	-
3.7.32	-	-	-
	認知症グループホーム整備状況	-	-
3.7.32	-	-	-

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	介護職員処遇改善加算取得率	77%	令和4年度中の加算取得割合
	要件周知実施数	1回	令和4年度実績

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
3.8.38	介護の仕事でのキャリアアップがイメージできる			介護職員対象の研修の開催	地域包括支援センター職員や介護支援専門員、その他介護に関わる職員のスキルアップ
				集団指導等の実施	介護事業所職員のスキルアップ、知識・理解の向上
				多職種研修会、事例検討会の企画・開催（在宅・医療介護連携に関するもの）	多職種がかかわる場面での知識向上を図り、多職種連携を学ぶ
				多職種研修会、事例検討会による、認知症ケアに関する知識・技術の習得促進について検討	本人発信や実際の事例に基づいた知識の向上を図る
				介護職員等キャリアアップ研修実施の検討	
3.8.39	適切な人員配置が行われ、介護の仕事が効率化されて時間外勤務が減少する		○		
			○		
			○		
			○	地域医療介護総合確保基金の活用／介護ロボットやICT機器の導入支援	
				事業所支援に向けた協議の場の設置検討	
			事務系業務の外部委託化等効率化に向けた取組みについて検討		
3.8.40	新規に介護の仕事に就く人が増える			介護支援ボランティア	介護施設での活動の仕組み
				外国人材支援の検討	
				就職支援コーディネーターとの連携の検討	

施策目標9) 介護保険サービスが適切に利用されている

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
3.9.41	的確な見立てに基づいて、専門職の助言・情報提供を得ながら、必要なサービスを提案することができる			包括支援センター運営／包括的・継続的ケアマネジメント（個別ケアマネジメント支援）	
				住宅改修指導事業	家屋の状況や高齢者の身体状況を考慮した改修工事のための助言を得ることができる
				地域リハビリテーション活動支援事業	他の専門職に助言を得る仕組みがある
3.9.42	利用者・家族がサービス利用の目的・目標の達成や終了について納得して、サービス利用を開始することができる		○	ケアプラン点検の実施	
				ケアプラン点検に関する質的評価の検討	
				介護予防ケアマネジメントの実施	

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中	-	-
	取組状況報告	2回	令和4年度実績
	取組状況報告	1回	令和4年度実績
2.3.14	-	-	-
2.3.15	-	-	-
	取組状況報告	-	-
	職員離職率（全体及び採用3年 目まで）	新規調査のため未設定	-
	法定配置人数に対する人員充足 率	新規調査のため未設定	必要に応じて減床などの対応状 況を報告
	施設定員に対する稼働状況（特 別養護老人ホーム、介護老人保 健施設、介護医療院）	特養：94.4% 老健：92.1% 介護医療院：91.2%	令和5年9月末時点の定員に対 する稼働率
	支援事業所数	3事業所	第8期計画期間中（令和3年度 ～令和4年度）の交付金活用事 業所数
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
2.3.9	制度登録者数	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中（事業所・専門職向けの 調査について検討）	-	-
2.5.21	-	-	-
	事業実施数	事業実施数：6回	令和4年度実績
2.5.26	-	-	-
	検討中	-	-
	点検実施数	点検事業所数：延36カ所 点検ケアプラン数：805件	令和4年度実績
	検討中	-	-
1.2.5	-	-	-

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
3.9.43	介護保険制度の仕組みや費用について、知っている			介護保険制度に関する住民向け周知、啓発（広報、研修、講習等）の検討	
				要介護認定の適正化の実施検討	要介護認定の仕組みや、状態と介護度の関係について知ってもらう
3.9.44	事業所の運営が適正に行われるよう、実地検査や監査、点検等が計画的に行われる			事業所に対する指導監査の実施	
				住宅改修・福祉用具の利用状況の点検	
				医療情報との突合・縦覧点検	
				あんしん介護相談員の派遣	
3.9.45	認定申請の前に、インフォーマルサービスや交流の場の利用を検討することができる			要介護認定の適正化の実施検討	インフォーマルサービスの利用促進

施策目標 10) 災害・感染症発生時でも継続してサービス提供ができる

番号	施策（目指す方向性）	成果 指標	活動 指標	実施事業・検討事項	実現したいこと
3.10.46	高齢者施設でBCPが策定されることで、災害時の対応が検討され、備えができています			BCP及び避難確保計画の点検・改定支援	BCP及び避難確保計画が策定されるとともに、点検や改定を通じて計画の実効性を高めることができます
				地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用／防災・減災設備の整備支援	防災・減災設備が整備されている事業所が増える
				衛生・防護用品の備蓄	必要時に提供できる用品があり、提供体制が取られている
3.10.47	地域の中で、災害時に支援が必要な人が把握され、声掛けや助け合いができる地域の関係がある			出前講座等を活用した制度の研修会開催等の周知・啓発活動	災害時の助け合いについて考えることができる
				個別避難計画策定の支援（災害時における要配慮者の安否確認を含む）	災害時の避難や助け合いについて、具体的に検討することができる
3.10.48	福祉避難所の開設に向けて必要な物資の備蓄や訓練が行われ、市と事業所との連携がとられながら災害時に開設・受入することができる			福祉避難所開設訓練	福祉避難所が必要となった際に円滑に開設することができる
				福祉避難所運営に向けた取り組み	福祉避難所が必要となった際に円滑に開設することができる
3.10.49	普段から多機関連携が行われ、あるいは訓練が実施され、災害時に円滑な連携を取ることができる			地域や市の関係部局の連携に向けた取り組み（総合防災訓練等）	災害等発生時に円滑に多機関が連携することができる

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	運営指導実施数	135 件	令和 4 年度実績
3.9.44	運営指導実施数	-	-
	点検実施数	住宅改修点検実施数：1 福祉用具点検実施数：1	令和 4 年度実績
	点検実施数	医療費突合：14,192 件 縦覧点検：2,554 件	令和 4 年度に国保連（委託）が 点検した件数
	派遣回数	103 回	令和 4 年度実績
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-

別掲	報告内容	現状値又は 取組状況	注記（現状値の時点など）
	避難確保計画策定率	99.10%	令和 4 年度の避難確保計画策定率
	BCP 策定率	新規調査のため未設定	事業継続計画を策定すべき事業所のうち、策定している事業所の数
	取組状況報告	-	-
	交付金活用事業所数	4 事業所	第 8 期計画期間中（令和 3 年度～令和 4 年度）の交付金活用事業所数
	取組状況報告	-	-
	自力避難困難時、周囲に助けを求められる者の割合	47.5%	二一ズ調査結果（令和 4 年度実施）
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-
	取組状況報告	-	-
	検討中	-	-
	取組状況報告	-	-